



■ 目次

- ◆ 知財ニュース NEW!
- ◆ 「明細書の開示不十分」と「実施可能要件違反」
- ◆ 「男性は職業、女性は夫を選ぶ」

知財ニュース

法律規定の改正により中国特許代理制度の調整を図る

実施されてから20年ほど経った現在、中国政府は現行の「特許代理条例」に対し、下記のような重要な改正を行う予定である。すなわち、「特許弁理士」を「特許弁理師」への変更、賠償責任という項目の追加、特許代理機構の組織類型の増加、特許代理業務範囲の拡大などがある。

専門家の話によると、特許代理条例に対する今回の改正案は、依頼者、特許代理機構及び特許弁理師の合法的な権益を保障し、特許代理業界の正常な秩序を確保し、中国特許代理業界の健康的な発展を促進することが期待できるという。

2010年12月24日まで、中国における特許代理機構は総計799社／所であり、特許弁理士資格を持つ人は11397人であり、特許弁理士として就職しているのが6438人いる。2010年に受理した特許出願は122.2万件に達した。

「特許法」について、1992年、2000年と2008年にそれぞれ改正が行われ、特許代理業界は2001年より体制の再編成が完成され、全面的に市場化という新たな発展段階に入った。1991年4月1日から実施された「特許代理条例」は、20年近くの発展を経て、現状との関連をだいぶ失ったため、中国特許代理業界と知的財産事業の発展を制約している。

中国国務院法制室(以下、法制室という)の関係責任者は、現行の「特許代理条例」は主に三つの面に問題があると指摘した。すなわち、第一、特許代理機構が仲介サービスを提供する機構である性質が不明確であり、国務院による仲介機構の体制再編成の要求に適應していない。第二、特許代理機構と特許弁理士の開業免許の授与条件及びプロセスが不明確であり、「行政許可法」及び「法による行政の全面的推進の実施綱要」の原則と精神に適應していない。第三、特許代理機構と特許弁理士の行為規範が厳格、かつ、科学的ではないため、依頼者の利益を十分に保障できず、特許代理業界の正常な秩序を確保できない。

上記問題に対し、法制室は2011年2月11日に「特許代理条例(改正草案・審査送付稿)」を公表した。現行の特許代理制度に関わる一連の重要改正を行い、社会の意見を公開的に募集している。

草案はまず「特許弁理士」という名称を改正し、「特許弁理士」を「特許弁理師」に変更した。名称の調整に伴い、特許弁理士の資格証明書の獲得と取り消し、開業免許の授与と変更などについても調整を行った。

特許代理の業界により多くの優秀な人材を集めるため、草案は特許弁理士資格テストを受ける人員の条件を改正した。「二年以上の科学技術又は法律に係わる就職経験」という条件を削除し、「高等院校理工科専攻科卒業者」を「高等院校理工科専攻の本科以上の学歴を持つ者」に改正した。

特許代理機構について、草案は現有の二種類の特許代理機構の上に、特殊な一般パートナーシップの特許代理機構を追加し、特許代理機構のパートナー又は株主になる条件、特許代理機構の設立プロセスを明確し、支社・支所の設立や法律事務所における特許代理業務の設立などを規範した。

草案は、特許代理業務の中に特許訴訟に関わる代理事務を追加したほか、特許弁理士が同一の特許出願、特許権の事務において、コンフリクトのある双方又は双方以上の当事者に代理サービスを提供してはならないという規定を追加し、特許代理援助制度などを規定した。

そのほか、草案は特許弁理士と代理機構の法律責任を明確に規定した。

草案は特許弁理士の違法行為の種類を羅列を追加したとともに、法律責任により、処罰を三つの等級を分けた。特許弁理士が違法開業或はミスにより依頼者に損失をもたらす場合、該当特許代理機構が賠償責任を負うべくと規定し、特許代理機構が賠償した後、人為的な、又は重大なミスを起した特許弁理士に賠償を追及することができる。

現行「特許代理条例」は特許代理機構の違法行為に該当する四つの状況を規定した。草案はこれに基づき、他の特許代理機構を謗るまたは不正な手段による業務を請け負うなどの違法行為に係わる規定を追加し、また、状況と結果により、懲戒を警告、通報批評、新しい特許代理業務の請負を6～12ヶ月の間に停止すること、営業許可証の取り上げなどの四種類に分けた。

情報ソース: 中国保護知識産権網



「明細書の開示不十分」と「実施可能要件違反」

——特許関連翻訳の心得

特許法律部・日本語責任者 陳 潔

特許関連の翻訳・通訳を担当している私は、中国の特許用語と日本の特許用語との対応関係に非常に興味深いので、いろいろと勉強してきました。その中でも特に面白いと思って自分の経験を皆様と分かち合いたいものは、「実施可能要件」です。「実施可能要件」は日本の弁理士や知財部員の方々にとってごく普通な特許用語であり、全然面白くないかもしれませんが、私にはこの用語に関する翻訳について大切な心得があります。

これまでの仕事の中では、拒絶理由通知の中国語から日本語への翻訳はかなり高い割合を占めていました。4年前に中国特許庁による拒絶理由通知で初めて日本の「実施可能要件違反」に相当する拒絶理由を見たとき、どのように翻訳すればよいか分からなくて、その中国語表記（「説明書公開不十分」）をそのまま「明細書の開示不十分」へと直訳しました。それに、その後のかなり長い間に、私は論文の翻訳やセミナーの通訳においても、「明細書の開示不十分」というまずい訳し方を何回も使いました。当時は、法律の勉強などは、ただの翻訳・通訳者にすぎない私とあまり関係ないと思い込んでいましたので、「明細書の開示不十分」の意味もよく理解しておらず、「実施可能要件」という用語の存在も知りませんでした。



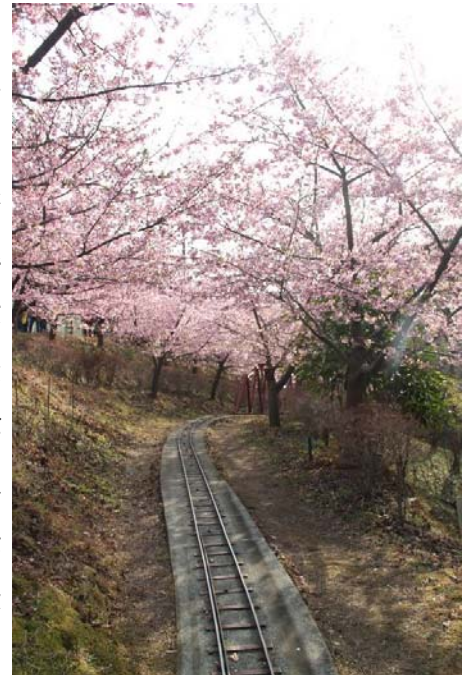
2008年のある日、日本の特許事務所からのお問い合わせメールに「実施可能要件」という言葉がありました。その時も中国の「明細書の開示不十分」を連想できず、「実施可能要件」をまた漢字そのまま中国語へ直訳しました。そして、私の中国語訳を読んだ弁理士さんが、「この実施可能要件とは、明細書の開示が十分であるかどうかを判断するための要素のことでしょうか」と私に聞きました。その質問を聞いた私は、目からうろこが落ちるような感じで、「その意味を調べて教えます」と慌てて答えました。

そこで、中国特許法と日本特許法でそれぞれ調べたところ、日本特許法第36条第4項には、「前項第3号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。1. 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。」という記載があり、中国特許法第26条第3項には、「明細書には、発明又は実用新案について、その技術分野に属する技術者が実施することができる程度に、明瞭かつ完全な説明を記載しなければならない。」という記載がありました。上述した「明細書の開示不十分」という拒絶理由の法的根拠は中国特許法第26条第3項ですので、条文の文言からすれば、確かに両者は対応しています。さらに審査基準で調べたところ、日本の審査基準には、「(4) 条文中の『その

（発明の）実施をすることができる』とは、請求項に記載の発明が物の発明にあってはその物を作ることができる、かつ、その物を使用できることであり、方法の発明にあってはその方法を使用できることであり、さらに物を生産する方法の発明にあってはその方法により物を作ることができることである。」という記載があり、中国の審査基準にも、「『その技術分野に属する技術者が実施することができる』とは、その技術分野に属する技術者が明細書の記載に基づき、その発明または考案を実施することができ、その技術的課題を解決して所望の技術的効果を奏することができることをいう。」という記載があります。文言は異なっていますが、その基本的な意味は一致しているといえるでしょう。ここまで調べたら、中国語の「説明書公開不充分」は、日本語の「実施可能要件違反」に翻訳すべきであり、日本語の「実施可能要件」は中国語の「説明書公開充分的要求」に翻訳すべきであると分かりました。

「実施可能要件」の件から、文言そのものさえ理解すれば翻訳できるというわけではなく、適切な翻訳文を作るために、特に専門用語については、必ずその由来、背景、趣旨などを調べてから初めて翻訳できることを悟りました。それ以来、「意味をよく理解していないままの直訳は禁止」といつも自分に言い聞かせながら、翻訳時にいろいろと調べたり伺ったりしてきましたので、翻訳が上達しただけではなく、中日の特許制度に関する知識もたくさん身につけました。

このような経験を他の翻訳者たちと分かち合いたいと思って、去年から所内で勉強会を開いてきました。勉強会において、「このように一々調べて翻訳すると、効率が非常に悪くなるのではないのでしょうか」と質問されました。私は、「最初は確かに、調べる必要がある言葉が多くて、効率が悪くなった段階がありました。しかし、調べて身につけた知識がますます多くなるにつれて、調べなくても自信を持って翻訳できる言葉も多くなり、文章を早く理解することができるようになってきましたので、効率が以前よりも高くなっただけではなく、翻訳の品質もだいぶ良くなりました。」と答えました。このような勉強会を通して、翻訳者たちは皆、法律の勉強及び調査の重要性を十分に認識できました。これからはみんなと一緒に、ただの翻訳者ではなく、特許分野の専門家を目指して頑張っていきたいと思います。



「男性は職業、女性は夫を選ぶ」

——特許管理部 事務担当 王思超

こんにちは。私は、特許管理部の事務担当王思超です。2005年に北京科学技術大学の電子情報工学専攻を卒業し、林達劉事務所に入所して、今年で既に満6年になります。入所当初は、弁理士アシスタントとして配属されましたが、その後、特許管理部で自分に相応しいポジションを見出すことができました。現在は、特許管理部のチームリーダーとして働いています。

生粋の北京っ子である私は、かつて同じ北京出身の企画室の張輝と一緒に『吃喝玩乐在北京』という冊子の編集を担当し、皆様に私達の故郷北京の「美味しいもの&プレイスポット」を紹介させていただいたことがあります。「千年の古都」と称される北京には、独特の風情があります。この冊子では、故宮、四合院や胡同などの歴史的な古風さと現代のモダンを結びつけた「北京の趣」を堪能していただけたと思います。ご興味がある方は、お気軽にご連絡いただければ幸いです。

今回のテーマをご覧になると、「本当にいつものIP NEWSなの？」と戸惑い、最初のページを見直して確かめる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、これは、所長とランチを一緒にした時、「古代中国において、男性にとって一番大事なことは、事業の成功を収めることでしたので、打ち込める仕事を見つけるのは何よりも大切なことだったのです。一方、女性は家庭に入り、男性に頼って生きていたので、夫選びこそが、必然的に女性の一生の幸不幸を左右する一大事だったのです。そこから、『男性は職業、女性は夫を選ぶ』という諺が生まれたのです。しかし、女性が『半边天(天の半分を支える)』となった今日、一人前の社会人として生きていかなければなりませんので、私達女性は、職業と夫の両方をしっかり選べなければなりませんね」と、所長自身がおっしゃった言葉なのです。



所長の話は、とてもイメージしやすい内容です。私が2005年、大学を卒業した当時、「就活」に取り組んでいた頃のことを思い出すと、確かに「夫」を選ぶような慎重な気持ちで真剣に取り組んでいました。

「所長、私が面接に伺った日のことをまだ覚えていますか」

私は、初めて事務所に面接に来た時の感動を今でも忘れることができません。当時、弁理士アシスタントとして応募した私に対して、所長と魏弁護士が自ら面接を担当し、昼食までご馳走してくださったのです。懇切丁寧に私の話を聞いて、事務所のこといろいろご紹介くださいました。そして、面接が終了した後、所長はエレベーターのところで、ドアが閉まるまでにずっと笑顔で私を見送ってくださいました。私はその時には、ここの事務所でお世話になろうと心を決めていました。

「所長は、もう忘れたかもしれませんが…」

そして、その後入所した直後のもう一つの出来事は、私にとって、一生忘れることができないほど感動的なことでした。私の大学のクラスメートが、不幸にも白血病に罹ったのです。彼は、地方出身だったので、北京に頼るべき身寄りもなく、治療費のめどが立たず途方に暮れていました。私は数名の大学時代の仲間と、どうにかして治療費を集めようと、寄付を募りましたが、厳しい現実には直面していました。そんなある日、所長は、私を所長室に呼び、「ほんの気持ちですが、そのお友達の治療費に使ってください」と、1000元を手渡してくれました。当時、私は入所してほんの1週間の新米で、まだ事務所に何の貢献もしていなかったのに、所長は、全く面識もない私のクラスメートの治療費にと、ポンと千元を差し出してくれたのです。私は、とても感動して涙が溢れました。今でも当時のことを思い出すたびに、胸が熱くなります。

私の「職業選び」を「夫選び」に例えるなら、初対面の時、「彼」の上品さに引かれ、その後「彼」の心の底からの優しさや思いやりにますます「愛」を感じるようになっていった過程であるといえるのではないのでしょうか。

所長:「管理部には、外国語専攻の出身者が多いですが、理科系出身の人だからこそ必要とされる場合もあります。あなたは、特許管理部の仕事に向いていると思いますよ。」

私は理科系出身で、最初弁理士アシスタントとして採用されましたが、まもなく、事務所も私自身もアシスタントの仕事に向いていないことに気付きました。林達劉事務所の弁理士の多くは、中国重点大学の修士修了以上の学歴を持ち、しっかりとした技術知識を身につけているだけでなく、外国語にも精通しています。彼らと比べたら、自分は専門知識も外国語のレベルもとても比べ物になりませんでした。

現在の厳しい競争社会において、多くの会社は、私のような人材を不必要だと解雇するのではないのでしょうか。しかし、所長は、「特許管理部のメンバーは皆外国語専攻出身なので、考え方が理科系出身者とは多少違うところがあると思います。所内の弁理士との交流やクライアントからの質問を検討する時、あなたのような理科系出身者が、その力を発揮できると思います。また、特許管理システムの開発にも特許プロセスに詳しい理科系出身の人材が必要ですから、特許管理部に異動して、頑張ってみませんか」と、私に言ってくれました。私は当時、所長の話の全ては理解できませんでしたが、彼女を信じてもう一度頑張ってみようと思いました。

事務所の経営者が、一人のスタッフを適材適所に配置させるために、そこまで考えてくださったことを、私はとても嬉しく思いました。

その後私は、特許管理部で、ようやく自分の存在価値を見出すことができました。出願の提出から拒絶理由通知書の発行までの処理を担当し、年間約2万件の通知書やクライアントからのご指示をミス一つも起こさずに処理しております。さらに、特許管理システムの開発において、特許部と技術開発者との橋渡しの役割も担当しています。ある程度の理科系知識と5年間の実務経験によって、特許プロセスへの認識も深まり、だんだん余裕を持って働けるようになっていきます。所長の期待に応えることができたことを、心から嬉しく思っています。

所長:「どのような人が特許管理部の仕事に向いていると思いますか？」

ある日私は、昼食後の紅茶を飲んでいた所長から、問いかけられました。

当時、大河ドラマ「大奥」に嵌っていた私は、「事務所が一つの小さな国だとすれば、所長と魏弁護士は将軍で、弁

理士たちは大臣、管理部のメンバーは、大奥の女たちだといえるのではないのでしょうか。大奥の女たちには、多くの素質が求められます。特許管理部のメンバーとして、服装や身だしなみに気をつけながら、8時間の就業時間を無難にこなすだけでなく、細心の気配りをしながら、事務所を全体的にサポートする重要な任務があると思います」と、答えました。具体的には、下記の3つの点が、管理部の者に求められる素質ではないかと思えます。

まず、事務所全体から一つ一つの物事を細かに見る心配りと問題を解決する力です。天下を治めるという重大な責任を担っている将軍や大臣にとって、的確な意見やアドバイスを言ってくれる策士がまず不可欠だと思います。そのため、管理部のメンバーには、物事を見極める力や事務所を大切に思う気持ちのほかに、強い実務能力も不可欠です。



次に必要なのは、自分の正確なポジションをしっかり把握する能力です。つまり、管理部のメンバーとして、自分自身が事務所において果たすべき役割をしっかり見極め、実質的な実務を堅実にこなしながらも、表立つことなく、裏方として事務所を支えていなくてはなりません。もしそうでなければ、事務所の管理も大変になるでしょう。私たちには、弁理士の意見や要望をしっかり受け止めた上で、案件の順調な進展のために、必要な時に必要なアドバイスを提供するという役割が求められます。

最後に必要とされる素質は、優しすぎず、頑固すぎずに適度な柔軟性を持つことです。何事においても程合いをしっかり把握し、自分の意見を直接相手にぶつけるのではなく、間接的にアドバイスを言い、各部門の関係をバランスよく調和させることです。それこそ女性の得意分野だと思いませんか。「これ、もうすぐ期限ですよ、早くしなさい」と愛想のない言葉を言わずに、「最近忙しいでしょう。この件あとどれぐらいで完成できますか。私にお手伝いできることがあったら、遠慮なく言ってくださいね」と優しく催促したら、言われた側の気持ちも随分違いますね。そして、時には笑顔など可愛らしい落書きをした蜜柑を弁理士の机に置くなどという女性にしかできない配慮も、仕事の効率化を導くことができるということに最近気付きました。

所長は笑いながら、「「職業」を「夫」に例えた考え方、なかなかいいですね。それこそは、まさに世間に望まれている「良妻賢母」の素質ですね。このようなお嫁さんがいる家は、きっといつまでも睦ましく幸福な生活ができますよ」と言ってくださいました。

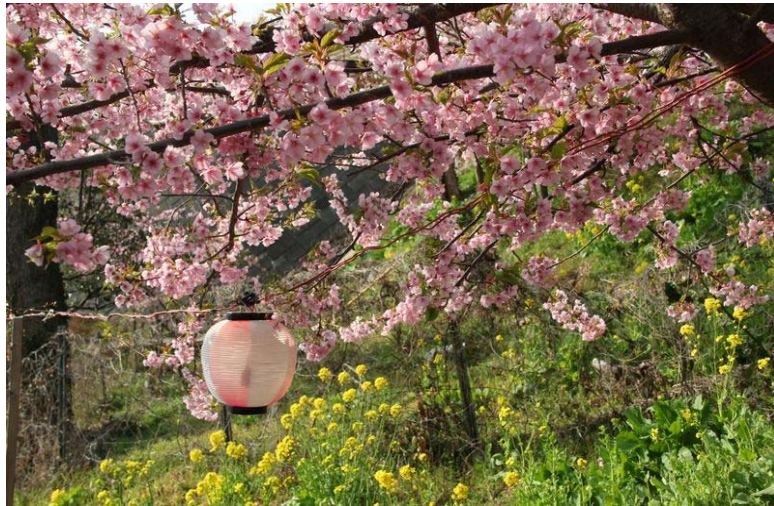
所長:「何か困ったことがあったら、遠慮なく事務所に言ってくださいね。」

私は一昨年、人生の厳しい試練に立ち向かいました。母が病気に罹り、治療の甲斐もなく最後に亡くなってしまいました。その時、事務所は、気弱になった私をしっかりサポートしてくれました。所長は、心のこもった言葉で、私を勇気付けてくれました。どんな困難に直面しても、いつも最愛の「夫」がいてくれるのと同じように、どのような時も安心感に護られていました。このような「夫」さえいれば、他に何も要りません。

「所長、本当はもっと厳しく、時には怒ってほしいのです。」

私は現在、特許管理部で仕事をしていますので、所長と直接話す機会はそんなに多くありませんが、ほかの同僚から「今、難しい案件に悩んでいるよ」とか、「最近、目の調子があまりよくないから心配ね」など、所長の話を耳にすることがあります。しかし、私から見た所長は、いつも笑顔をやさしく、全所員を優しく見守ってくれています。しかし、一つの事務所の所長として、どれ程のストレスや辛さがあるのかと思うと、心が痛み、所長には無理に笑ってほしくないです。悲しい時は悲しんでください。怒りたいときは怒ってほしいのです。私たちは逆に、所長が全ての感情を自分一人で背負い、押しつぶされてしまうのではないかととても心配です。そして、いつも所長には体をもっと労っていただきたいと願っています。林達劉事務所にとって、所長はかけがえのない存在なのです。

これといった長所もなく、平凡な私ですが、出願の中間処理プロセスという自分の管理分野については、誇りをもってきちんと管理しなければならないと思っています。これからも、クライアントからのご要望や特許庁からの通知書の数や質をミスのないように正確に処理していきたいと考えています。所長や事務所に迷惑をかけないように、自分に与えられた仕事を一つ一つ正確にこなしていくことで、少しでも事務所のさらなる発展のために微力ながら貢献し、自分の存在価値も向上させていけたらと、切に願っています。



(このIPニュースに掲載された写真は陸 娜個人の撮影作品です。)

責任者: 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)
社長 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)
担当者: 所員 張 輝 (Ashley ZHANG) 蔣 焜欣 (Yuxin JIANG)

林達劉グループ 企画室 (Business Development Department, LINDA LIU GROUP)

〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階

Tel: 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366 (代表)

Fax: 86-10-5957-5201 (代表)

E-mail: ipnews@lindapatent.com linda@lindapatent.com

Website: <http://www.lindaliugroup.com>